

平成28年6月10日開会

平成28年6月10日閉会

平成28年三宅町議会 第2回定例会会議録

三宅町議会

平成28年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月10日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
議案第37号～議案第40号、報告第1号及び報告第2号、同意第2号 及び同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
政治倫理審査会委員就任の挨拶	14
一般質問	15
森内哲也君	15
池田年夫君	23
辰巳光則君	31
追加議案及び選挙の上程	40
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
選挙第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙	45
町長挨拶	46
閉会の宣告	47
署名議員	49

三宅町告示第96号

平成28年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

平成28年5月25日

三宅町長 志野 孝光

記

1. 招集日時 平成28年6月10日 金曜日
午前10時00分開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成28年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

平成28年6月10日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月10日 金曜日	午前10時00分	定例会開会

平成28年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成28年6月10日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

森内哲也	辰巳光則	松田晴光
衣川喜憲	植村ケイ子	川口靖夫
池田年夫	辰巳勝秀	

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	北野勝也
教育長	土江義仁	教育委員長	澤井俊一
総務部長	岡橋正識	未来創造部長	江蔵潔明
くらし創造部長	森本典秀	健康子ども部長	中田進
教育委員会事務局長	岡本豊彦	会計管理者	乾輝男
幼稚園園長	吉井五十鈴		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山田恵二	モニター室係	堀川佳則
モニター室係	大林裕也		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5番議員	衣川喜憲	8番議員	川口靖夫
------	------	------	------

平成28年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成28年6月10日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 議長報告
- 日程第4 議案第37号 平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算について
- 日程第5 議案第38号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第6 議案第39号 平成28年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第7 議案第40号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について
- 日程第8 報告第1号 平成27年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第2号 平成27年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 同意第2号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第3号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第12 一般質問について
- 追加日程第1 議案第41号 平成28年度三宅町一般会計第3回補正予算について
- 追加日程第2 選挙第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙について

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆様、おはようございます。2分ほど早いですけれども、始めさせていただきます。

本日、平成28年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを初めとする議案4件、報告2件、同意2件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成28年三宅町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、議員の皆様方には日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、2012年に始まりました、6月を彩る音楽祭「ムジークフェストなら2016」に今年度から本町も参加をいたします。あす11日、東大寺大仏殿でのオープニングコンサートを皮切りに、26日まで奈良県内の各会場において音楽のあふれる16日間となります。特に、世界遺産唐招提寺での5周年記念コンサートでは、子供から大人まで楽しめる音楽祭が予定されています。年々、市町村との連携も拡大され、本町においては来る18日土曜日午後1時30分より文化ホールにおいて、第1部「絵本と音楽」と題したスクリーンの絵本と生演奏と朗読が重なるコンサートを開催し、式下中学校吹奏楽部と三宅幼稚園5歳児も参加いたします。第2部では、実力派ミュージシャン、上高治己さん率いるジミー・ウェックルスーパーバンドかせ、ボーカリスト、ヒロミさんを迎え、ジャズ演奏を開催いたします。この取り組みは、

観光振興や地域振興につながることはもとより、皆様が音楽に出会うことにより健康増進や元気のもととなるすばらしいコンサートとなるよう大いに期待をしています。

今定例会において、議員皆様方にご審議を賜ります議案につきましては、平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算を初め、平成28年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算、平成28年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算、平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算を合わせ4件、平成27年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告2件、固定資産評価委員会委員、政治倫理審査委員会委員の同意2件の計8件の重要案件をご提案申し上げ、ご審査願うわけですが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しております。

よって、平成28年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、衣川喜憲君及び8番議員、川口靖夫君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長(植村ケイ子君) 日程第3、諸般の報告に入ります。

私のほうから、議員の辞職について報告いたします。

園田時廣議員より、5月31日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が5月11日付で提出されましたので、地方自治法第126条の規定に基づき許可したことを報告します。また、森田浩司議員より、5月31日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が5月30日付で提出されましたので、地方自治法第126条の規定に基づき許可したことを報告します。

園田議員及び森田議員が辞職されましたことにより、以後の三宅町議会は議員総数が8名ということになり、また議席番号1番及び6番は欠員といたします。

◎議案第37号～議案第40号、報告第1号及び報告第2号、同意第2号及び同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第37号 平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第11、同意第3号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りいたします。

日程第4、議案第37号 平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第9、報告第2号 平成27年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの議案4件、報告2件を一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第37号 平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算について説明いたします。

まず、歳出における人件費については、職員の人事異動等による給与・職員手当・共済費の予算調整を行っており、今回の人件費に係る一般会計の補正額全体といたしましては783万3,000円の減額でありまして、議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費に係る各人件費での調整を行ったものであり、多岐にわたっておりますので個々の説明は割愛させていただきますが、今回の補正予算の要因は人事異動に伴う公共下水道事業特別会計の人件費への繰出金の増額調整により、一般会計においては減額補正を行うものであります。なお、人件費総額といたしましては162万円の減額を行うものであります。

それでは、歳出における人件費以外の各項目について説明いたします。

7ページの中ほどをごらんください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費において、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択に伴い、伴堂自治会に対し助成金を交付するため、節19負担金補助及び交付金で240万円の増額を行っております。

8ページ上段をごらんください。

同じく、項1 総務管理費、目4 企画費において、マイナンバーに関連し、社会保障・税番号制度に係る基幹系電子計算システムの改修及び情報連携の開始準備に伴い中間サーバー管理端末の設定費用として、節13委託料で278万1,000円の増額を行っております。

8ページの下段から9ページの上段をごらんください。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費において、第24回参議院議員通常選挙の執行に伴う投票所の安全誘導等に係る費用として、節13委託料で5万1,000円の増額。机、椅子、間仕切り等の物品リース料として、節14使用料及び賃貸料で21万5,000円の増額を行っております。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費において、精神障害者保健福祉事業に係り申請書類の進達業務において、個人番号の記載に伴い書留郵便とする取り扱いとなったことから、節12役務費で3万1,000円の増額を行い、同じく目2 老人福祉費において、高齢者福祉作業所の空調の故障により取りかえの必要性が生じましたが、つながり総合センターから2基のエアコンを移設し利用するため、節11需用費で57万7,000円の増額を行っております。

次に、同じく目8臨時福祉給付金給付事業において、臨時福祉給付金事業に係る事務経費として、節9旅費で1,000円の増額、節11需用費で5万円、郵便切手・振込手数料として、節12役務費で54万1,000円の増額を行い、1枚めくっていただき10ページをごらんください。電算システムの導入、事務のアウトソーシングに係る経費として、節13委託料で143万9,000円の増額、電算機器の借入れのため節14使用料及び賃借料で16万6,000円の増額、給付金の対象人数を1,697人と想定した給付費と加算給付金20名分を合わせ、節19負担金補助及び交付金で569万1,000円の増額を行っております。

11ページ上段をごらんください。

款8土木費、項3都市計画費、目4下水道費において、公共下水道事業特別会計との人件費調整のため、節28繰出金で621万3,000円の増額を行っております。

11ページの下から2項目めをごらんください。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費において、地域防災組織育成事業に該当するコミュニティ助成事業補助金の採択に伴い、東屏風自主防災会に対し助成金を交付するため、節19負担金補助及び交付金で40万円の増額を行っております。

12ページの下から2項目めをごらんください。

款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費において、三宅町体育館の空調の故障により修理の必要が生じましたが、機器が古く交換部品の調達が不可能なことから取りかえを行うため、つながり総合センターから2基のエアコンを移設し、1基を取りかえるため、節11需用費において67万8,000円の増額を行っております。

最後に、款14予備費、項1予備費、目1予備費においては、これらの補正予算に係る財源調整のため6,000円の増額を行っております。

歳入の説明をいたします。

6ページをごらんください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生補助金において、さきに歳出で説明をいたしました臨時福祉給付金給付事業の補助財源として、節1社会福祉補助金1,034万1,000円の増額を行っております。同じく項3国庫委託金、目1総務委託金において、第24回参議院議員通常選挙の執行に係り、節2選挙委託金26万6,000円の増額を行っております。

次に、款19諸収入、項6雑入、目1雑入において、歳出で説明をいたしました自治会並びに自主防災会のコミュニティ助成事業に係る自治総合センターからの助成金の受け入れとして、節7助成事業助成金280万円の増額を行っております。

このことにより、今回の補正額は、歳入歳出予算それぞれ1,340万7,000円を増額し、予算総額を39億6,575万8,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

議案第38号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について説明をいたします。

歳出から説明をいたします。

6ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費において、国民健康保険の制度改正に伴う事務経費として、県外で実施される説明会参加に係る職員旅費及び国民健康保険の電算システム改修に係る委託料が必要となることから、節9旅費で1万円の増額、節13委託料において110万2,000円の増額を行っております。

次に、款11予算費、項1予備費、目1予備費においては、これらの補正予算の財源調整のため1万円の減額補正を行うものであります。

歳入の説明をいたします。

5ページをごらんください。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目6国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金において、歳出で説明をいたしました電算システムの改修に係る経費の補助金として、節1国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金110万2,000円の増額を行うものであります。

このことにより、今回の補正額は、歳入歳出予算をそれぞれ110万2,000円増額し、予算総額を9億9,310万2,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

議案第39号 平成28年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について説明をいたします。

歳出のみの説明となります。

3ページをごらんください。

款2保険給付費において、要介護者が要援護者に改善されるケースが見られるため、項1介護サービス等諸費、目3地域密着型介護サービス給付費と項2介護予防サービス等諸費、目3地域密着型介護予防サービス給付費における節19負担金補助及び交付金で、それぞれ158万9,000円を振りかえる補正予算を行うものであります。

議案第40号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について説明をいたします。

歳出から説明いたします。

6ページをごらんください。

款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道費、目1 一般管理費において、一般会計との人件費の調整に伴い、節2 給与144万円の増額を初め、合わせて621万3,000円の増額を行うものであります。

歳入の説明をいたします。

5ページをごらんください。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金において、一般会計からの財源受け入れのため、節1 一般会計繰入金621万3,000円の増額を行うものであります。

報告第1号 平成27年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、基幹系電子計算システム業務費、情報系電子計算システム業務費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、みんなでやろう！健康チャレンジ事業、稼げる農業創出事業、社会資本整備総合交付金事業、三宅1号線I.C 関連整備事業、防災拠点整備事業の8事業において、それぞれ平成28年度へ繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定より報告を行うものであります。

報告第2号 平成27年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、浄水場の1号・2号暖速攪拌機用減速モーター取りかえ工事の納期延長のため、平成28年度へ繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第4、議案第37号 平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第7、議案第40号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてまでの4件に対する総括質疑の提出はありませんでしたので、質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第37号 平成28年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第38号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第39号 平成28年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、議案第40号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、報告第1号 平成27年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてより日程第9、報告第2号 平成27年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告とします。

お諮りします。

日程第10、同意第2号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第2号の三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が6月30日をもって満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字伴堂613番地。

氏名 長井良暢。

生年月日 昭和37年7月3日生まれ。

再任であります。ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

日程第11、同意第3号 三宅町政治倫理審査委員会委員の選任についてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第3号 三宅町政治倫理審査委員会委員の選任については、委員の任期が6月30日をもって満了となることから、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字三河558番地の1。

氏名 安井茂治。

生年月日 昭和17年2月27日生まれ。

住所 磯城郡三宅町大字小柳434番地。

氏名 細井秀和。

生年月日 昭和15年8月1日生まれ。

住所 磯城郡三宅町大字上但馬123番地。

氏名 吉田佳都恵。

生年月日 昭和24年7月3日生まれ。

以上3名の方は再任でございます。

続きまして、新任の委員の提案をさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字屏風54番地の14。

氏名 神田洪行。

生年月日 昭和22年9月29日生まれ。

住所 磯城郡三宅町大字伴堂137番地の26。

氏名 田中治。

生年月日 昭和20年12月1日生まれ。

ご同意のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎政治倫理審査会委員就任の挨拶

○議長（植村ケイ子君） ただいま本会議において、新たに政治倫理審査会委員に同意されました神田洪行委員さん及び田中治委員さんに就任の挨拶を受けることにいたします。

まず、神田委員さん、ご入場願います。

（政治倫理審査会委員 神田洪行君入場）

○政治倫理審査会委員（神田洪行君） こんにちは。三宅町東屏風の神田洪行と申します。ただいま、町議会においてご同意をいただき、三宅町政治倫理審査会委員を7月1日より2年間務めさせていただくこととなりました。行政機関の委員就任につきましては初めてとなりますが、三宅町の行政運営のため、一町民の目線で誠意を持って取り組む所存でございます。皆様のご支援賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、田中委員さん、ご入場願います。

（政治倫理審査会委員 田中 治君入場）

○政治倫理審査会委員（田中 治君） 失礼します。三宅町伴堂2丁目、田中治と申します。どうぞよろしくお願いたします。ただいま、議員の皆様のご同意により、三宅町政治倫理審査委員会委員に任命されました。どうもありがとうございます。この7月から2年間やっていきたいと思うんですけれども、行政関係としては初めての経験なんですけれども、三宅町の行政運営のために全力で頑張っていきたいなと思っております。皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

（政治倫理審査会委員 神田洪行君 田中 治君退場）

◎一般質問

○議長（植村ケイ子君） 日程第12、一般質問についてを議題とします。

一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（植村ケイ子君） 2番、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○2番（森内哲也君） 2番議員、森内哲也です。議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。再質問については、自席からさせていただきます。

まず、広報誌みやけの4月号、これですね。皆さん、全戸配布されているかと思います。

学童保育並びに児童館新設工事関連予算が、何らかの工事費及び設計費で合わせて550万円の予算に減額されたため、一日でも早く施設を新築してあげたいが、一年先延ばしになったというような町長さんのコラムですかね。また、消防団詰所並びに防災倉庫新築工事の関連予算も減額され、町の将来を見据えて進めていたがちょっと難しいというような記述もあったと思います。また、同じ広報誌の5月号の6ページには、新年度の最重要施策として準備を進めていた同じ2事業ですね。学童保育施設・児童館新築と消防団詰所・防災倉庫工事に関して、最重要施策であったがというような記述がありました。

そこで、質問です。

これらの施策が平成28年度の最重要施策であるならば、予算特別委員会で予算案が否決されました。このままでは予算案は本会議において通らないことがわかった3月11日から、最終結果、本会議の3月17日までの間、理事者側から議会に対し何も働きかけがありませんでした。3月31日までの間に予算案を修正するなどいろんな方策、最重要施策ということなので、どうしてもやりたいというようなことで何らか考えられたと思うのですが、広報にも書いてあるように、一日でも早くしたい、28年度の最重要施策ということが、そうではなかったというようなことに感じるのですが、志野町長の所見を求めます。

もう一つ、「何らかの工事費及び設計費で」との表現もありますが、今回、予算案が予算どおりに承認されなかった理由は何だと受けとめておられるのか、こちらも町長の所見を伺えたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 2番、森内議員の質問に回答いたします。

森内議員からは広報誌4月号の私のコラムに関するご質問をいただいております。コラムにおいては、私の所感などを率直に発信させていただいているところでありまして、SNSや講演会だよりなどを大いに活用し、ご自身の思いを発信されておられる森内議員から、今回一般質問として取り上げられたことについてはいささかの違和感を持っておりますが、町民の皆様にお伝えしたかったことを含め回答申し上げます。

1点目の質問についてですが、新施設の建設を一日も早く実現したいという願いは私の信念であります。また、利用者の子供たちやその保護者の皆様も同じ思いであると思います。したがって、議員がおっしゃるよう、平成28年度の最重要施策であることは言うまでもありません。仮に、建設計画そのものに町民の反対意見が多数を占めているので議員が予算減額修正等に踏み切られた事態であれば、私の願いは議員の皆様にも町民の皆様にもご理解

いただけなかったというところではありますが、小学校空き教室での仮運営は一日も早く解消し、新施設の建設を実現しなければならないと誰もがそう願っていることについて、異論の余地はないものと考えております。予算審査特別委員会においては、その過程において、し得る説明は尽くしたと認識しており、委員会の審議においても意見は出尽くしたと委員長が判断され、賛否を諮られた経過であったと記憶しております。

議員のおっしゃる委員会後の議会に対する働きかけとは具体的にどのようなことを言っておられるのか、また予算案の修正をするなどさまざまな方策があったのではとの問いについては、新施設建設の是非についての論点であったわけではなく、また積算した工事費等の予算額について金額そのものが過大積算であるとか過少ではないかとの議論ではないため、金額を修正した補正予算案を提出し、ご審議願うこともできません。予算措置が前提となる国・県への補助申請の時期についても十分に説明を行いました。2点目の質問についての回答にもつながりますが、発議者である3名の議員が予算書をみずから修正され、出席議員9名中7名の議員の方々が減額修正案に賛成された結果であり、50万円と500万円の予算とした上で検討委員会の設置について提案があったと記憶しております。

2点目の質問につきましては、「何らかの工事費及び設計費……」の部分はコラムを書いた時点の表現であり、その後に予算の使い道については平成28年3月29日に文書にて質問状を送付し、平成28年4月13日の回答をもって、学童保育に利用している小学校教室のエアコン設置工事費として執行をさせていただいているところであります。

また、予算案が当初どおりに承認されなかった理由は何だと受けとめておられるのですかととの質問であります。減額修正を可決された議員皆様のご判断によるものでありますので、建設に反対するものではないとの見解を示されているならば、その理由は思い当たりません。総合センターの閉鎖以降、至急に検討に入り、補助金の申請までめどをつけ、財源の確保まで見込んだ予算案を提出したところありますので、予算計上そのものが承認いただけなかった理由についても思い当たるところはございません。

○議長（植村ケイ子君） 再質問ありますか。

森内議員。

○2番（森内哲也君） そしたら、3点ほど質問が浮かんだけれど、順番にいかせていただきます。

まず、私のホームページ、ブログ、SNSとかと比べられて、自分の個人の意見を発しておられるのに、町長はなぜ発信してダメなのみたいな意見ですが、三宅の広報は町長の私物

なのでしょうか。私が発信するさまざまな意見をもらいます。インターネットでやっているというのは、双方向、インタラクティブだというのがポイント、全然違うと思います。なので、私が意見を出せば、それはおまえの意見なのか、あるいは議会としての意見なのかというような質問も来ます。それに対して、ちゃんとメールで送ってきておられる方には私は回答をしています、こうですというふうに。そういうようなやりとりが広報誌ではできないので、私物だと、もし思われているようであればちょっと問題ありかなと思いますので、その辺の考えをお聞かせください。

1個ずついこうかなと思っているんですけども、一緒に普通にいきますか。議論が深まらないので1個ずつ、とりあえずお願いします。

○町長（志野孝光君） 1つ目の再質問についてですが、私物かどうかというのは私物ではございません。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○2番（森内哲也君） そういうことであれば、個人の意見を率直に書いているということは、町のトップの意見ということで、町の全員の意見だというような理解になるかと思うんですが、どうでしょうか、その辺。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 町の全員の意見ってどういうことかちょっと教えてもらえますか。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○2番（森内哲也君） 理事者側の意見ということですね。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町の町政を引っ張っている町長としての私の意見です。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○2番（森内哲也君） そういうことであれば、町長、トップなので、その意見は尊重されるというように職員さんが理解されても当然という意味ですよ。ほかにいろんな意見はあったとしても私はこう思っているよ、こうですよ、この方向でいきますよということを書かれているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） うちの職員が理解されているとは、どういうことを言うてはるんですか。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○2番（森内哲也君） 最重要施策であると書かれているので、最重要ということは、幾つかあるうちの重要なことだという理解を、皆さん職員さんがされていた、そういうことでよろしいでしょうかという質問です。

○町長（志野孝光君） 担当部署が多岐に分かれておりますので、全てが理解できているかという返事を求められるのでしたら、100%全員職員がそれを理解しているとは言えませんけれども、少なくとも幹部、そして担当職員、それに関連する部署における人間は同じ考えでございます。

○議長（植村ケイ子君） 挙手してから、すみませんけれども、発言をお願いします。もし時間があればから次の質問に行くのであればいってください。

○2番（森内哲也君） わかりました。じゃ、次いきます。

何らかの方法があったのではないかと、私の信念だという意見でしたが、ここでちょっと例を挙げたいと思います。今回、同時期に幾つか議会がありまして、予算案否決されているところがあります。どうしましょうか、平群町、いきましょうか。平群町も予算案が否決されました。3月18日、議会が否決。その後、否決されたので町が予算案再提出、変更されています。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、参考もいいたけれども内容をしっかりとと言わないと。

○2番（森内哲也君） 幾らかの例があるんです、平群町にしても奈良市にしても。それに対しては否決されたので、いやいや、それじゃあかんよと再提出とかされているんです。あるいは、再議にかけて議会が修正動議をかけたけれども、それは俺はできない、最重要課題だからということで蹴られています。そういう動きのことを言っているんですが、そういうことを全然考えられなかったのかということなんです。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいま森内議員のご質問にありました、予算案の修正または再議の部分について私より回答いたします。

再議の部分なんですけれども、再議にかけた場合は3分の2以上の議決がございましたら、こちら確定します。否決になった場合は、また原案の表決に戻るということになっております。このことを踏まえまして、出席議員9名のうち7名の修正動議に賛成があったということですね。それで、3分の2以上を超えております。これをもちまして、再議という方法はとれないと判断をいたしましたところでございます。また、修正案につきましても、先ほど町長のご回答にありましたように、どの部分を修正するべきかというところが明確ではございま

せんで、修正案の提出にも至らなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○2番（森内哲也君） 町長の信念である最重要施策ということなので、ぱっと人数を見て、反対している人のほうが多いわ、あかん、しょうがないなというようなことでいいのかどうか、いいとは全く思いません。もっとちゃんと説明しに行ってくれとか担当部署の方が来るとか、わからへんかったら聞こうとかという、そういう動きは内部であったのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 回答は。

総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 先ほどの町長のご回答にありましたように、予算委員会におきましても既に説明はし尽くしたというところがございます。予算措置の前提といたしまして、国・県への補助申請の時期についても十分な説明をした上でございますので、そういった結果をもちまして、予算案の修正もしくは再議という方法には至らなかったということでございます。

○議長（植村ケイ子君） 3つの質問、次へいきますか。

○2番（森内哲也君） 3つ目、説明はし尽くしたということですが、我々聞いていた説明というのが、小学校の敷地内につくる、場所はどこかわからない、運動場なのか裏のほうなのか。場所がわからないので1階か2階かもわからない、そういった説明です。それで説明し尽くされたというのは、えっという感じなのですが、説明し尽くされた、なのでどういった修正、何も出てこないということですがけれども、それ、本当に説明をし尽くされたという理解でよろしいんですか。そういう説明では明らかに賛成も反対もできない。何かこういう案があって、いや三宅のためにはこうでしょうという議論をする。そこでじゃなくて、こうやります、ちょっと待って、どうしてそれがベストなのという説明が足りないと思ったから反対したんですけれども、議会は。そういうことですか。本当に説明し尽くされたという理解でよろしいんですか。

○議長（植村ケイ子君） 中田君ですか。はい。

○健康子ども部長（中田 進君） 委員会の中でも本会議の中でもたくさんの質問、それから回答をやりとりしていると思います。位置、場所についてわからないから、構造がわからないから審議ができないというような話もございました。町といたしましては、位置、それから構造等につきましては工事発注、設計発注上の公平性を期するために、それは今申し上げ

る時期ではないという判断のご説明をさせていただいたところでは、委員会、本会議について、るるご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○2番（森内哲也君） 入札に絡む公平性を欠くので2階か1階かもわからない、場所もわからない、しょうがないというような説明は入札にかかわるとい説明ですが、じゃどの部分がどう入札にかかわって言えない、この部分は言えない、この部分は言えるけどというところの具体的な説明は何もなかったと思うんです。入札にかかわる公平性が保たれない、だから言えないというような、そういう説明では説明不足だというこちらは認識をしているんですけども、それで十分でしょうということですか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） これは、繰り返し3月定例会の中でも答弁してきておりますけれども、要するに最終的には見解の相違というふうにこちらも判断せざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内君、そのままであれば堂々めぐりという形になるから、核をしつかりと。

○2番（森内哲也君） ごめんなさい、なかなか溝が埋まらないのかなと思うんですけども、そうであれば、1つ質問を最後にさせていただきたいと思います。

町長の回答なんですけれども、先ほど答えられた。過大積算であるとか過少ではないかというような議論がないとおっしゃっていました。だから補正予算も組めないということなんですけれども、2階か1階かもわからない、場所もわからない、そういった中で過剰積算であるのとか、あるいは足らんとかという議論、どうやってするんですか。どんな質問を想定されるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 副町長。

○副町長（北野勝也君） 先ほど町長、担当部長のほうから説明はさせていただいております。委員会と議会の本会議の場でスケジュールなり検討案なり、いろいろ説明は理事者側から責任を持って、し得る説明は全てさせていただいております。その中で、説明が不足であるというふうなご判断をされるのであれば、議会の中で特別委員会等設置するなどというのも一つの方策かなと思いますので、そういう検討なんかも議員側でされてはいかがでしょうかと。

理事者側からはできる説明は全てしておりますので、それで理解いただけなかったというのは非常に残念だと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○2番（森内哲也君） 時間がそろそろあれなんで。問題というか、説明不十分である、議会がやれとかというのは今、発言がありました。なかなかできないことだと思います。情熱、ほんまにつくりたいんや、ちゃんと説明不足やという理由は言っているんで、説明はできないけどつくりたいという思いは何か感じれば、こちらも、ああそんなにつくりたいんやとか最重要施策であるというのは納得できたんですけども、十分説明しましたよ、もう言うてもだめです、人数見たらあかん、だめですねみたいなことではちょっと問題があるかなと思うんです。その辺、副町長、何かこうしたほうがいいですよ、最重要施策でしょう、今やりたいことでしょう、こうやったら議会もオーケーしてくれるんじゃないですかという提案とか話し合いとか当然されたと思うんですが、そういったことは当然持たれたという理解でよろしいですか。副町長にお聞きします。

○議長（植村ケイ子君） 副町長。

○副町長（北野勝也君） 今のご質問の趣旨というのは、どういう。私がしたということですか。当然、役場の中では予算要求に関しては議論はしております。その上で、学童云々にかかわらず全ての予算案において役場の中で議論をして、議会のほうに予算案として提出させていただいておりますので、これがこう、あれがそうという話ではありませんので、全てにおいて役場の中で責任を持って議論をして上げておる、そういうところですよ。

○議長（植村ケイ子君） 森内君、最終的にしっかりと聞きたいところ。

○2番（森内哲也君） もう余りないというか、聞いてもしようがないなという感じです。

しっかり、これが町長の思い、広報も通じて発信されていて、町のトップなので、こういう意思でいくよというのが伝わるところではあるので、議会に否決されたけどやりたいというのであれば、その点に関して、こうやって追っていったら議会も納得するんじゃないかという、その部分の相談はされたのかという今、質問だったんですけども、全体的に相談は受けていますよというようなそういう回答は全く求めてないんです。できれば、我々も住民さんと報告会でもっと報告してくれ、伝えてくれと言われているので、こういう三宅にしたというところ、皆さん、チームワークを持って話してほしいというのがそういうところですよ。すみません、余分な話ですが、よろしく。

○議長（植村ケイ子君） いいですか。まだ時間あるから。

（「時間」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ちゃんとはかっています。

森内君、それでいいですか。

○2番（森内哲也君） はい、終わります。

○議長（植村ケイ子君） そしたら、森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

最初に社会保障についてであります。

3月議会で私の質問をした社会保障について、副町長は「医療制度改正につきましては、低所得者への配慮がなされていることから応能負担によるものと考えております。また、大病院の紹介状制度、後期高齢者医療制度の軽減特例廃止制度の廃止についてはいまだ何らかの通知も接しておりません」と答弁されました。

私が質問したのは、「安倍政権は、来年の4月に消費税を現在の8%から10%に引き上げる方針でありましたが、今現在、2年後の2019年10月に引き上げを引き伸ばしました。しかし、社会保障はよくなるどころか切り捨て計画はめじろ押しとなっています。安倍政権は、16年から5年間で高齢化などによる社会保障費の年1兆円近い自然増を約5,000億円に半減させる方針を打ち出しました。医療では、昨年成立した医療保険制度改正で入院給食費の負担増が4月から実施されます。1食260円から360円に、18年4月からは460円に値上げされます。紹介状を持たずに大病院を受診した患者から初診時には5,000円を徴収することを義務づけるとしています。また、75歳以上の人を対象の後期高齢者医療制度では、低所得者の保険料の軽減特例制度を原則廃止し、負担を2倍から10倍にふやす方針です。本町の場合、高齢化率32.8%になっています。所得も国保加入者だけ見ても200万円以下が82%にもなっています。安倍内閣の社会保障切り捨て政策を行うことによって本町にどのような影響が出て、本町はどのように対応していくのか」と質問しました。

三宅町の高齢化率は現在、32.9%となっています。年金生活者が多くなってきている以上、地方自治体として憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増

進に努めなければならない。」と定め、地方自治法の第1条の2には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定めています。

安倍内閣が進めている社会保障制度の改悪に対して、本庁として住民の生活を守るためにどのような施策をしていくのか、3月議会に続いて町長の所見を伺います。

次に、三宅町学童保育並びに児童館新築計画協議会運営要綱について質問いたします。

5月9日に公布された「三宅町学童保育並びに児童館新築計画協議会運営要綱」の第7条に「参加者は協議会上、知りえた情報を漏洩してはならない。なおその職を退いた後も同様とする。」とうたわれています。この協議会は秘密会ですか。また、どのような意図を持ってこのような条項を入れられたのか。また、児童館には小型児童館、児童センター、大型児童館、その他の児童館の種類がありますが、本町の場合はどれに該当するのですか。町長の所見を伺います。

次に、通学路の整備について質問いたします。

通学路で石見地区などから通学している児童は、通学の途中で右から左に行ったりしています。また、反対の場合もあります。信号もない交差点などもあり、危険な場所もあります。また、水路の上にふたをした通学路もあります。児童が安心して安全に通学できるように早急に整備することが望まれるのではないのでしょうか。教育長、町長の所見を伺います。

これで、一般質問を終わりますが、答弁によっては自席からの再質問とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 9番、池田議員のご質問ですが、社会保障制度改革のうち、議員ご指摘の医療保険制度改革について回答させていただきます。

本改革は、国において社会保障と税の一体改革が進められる中、国民健康保険を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費の適正化等の措置を講ずるため、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することができるよう措置されたものであり、本町としては、今後、高騰する一方である医療費を抑制しなければ保険料の引き上げや税金からの補填を行わざるを得ない状況を引き起こすことにもなり、一概に改悪と判断するものではないと考えております。

さて、国民健康保険や後期高齢者医療保険制度は、国民皆保険制度の基盤として国民の生

活を支える重要な役割を担っているものであり、高齢化の進展や医療の高度化による保険給付費の増加により、極めて厳しい運営が予想されています。今回の改革により、医療保険制度を安定的で持続可能な制度とするため大きく変更されたものの、町といたしましては独自の施策ではございませんが、所得割における公的年金等に係る雑所得の取り扱いや低所得者の応益割保険料の法定軽減、非自発的失業者に対する軽減制度等も引き続き措置し、今後の医療費の動向と制度改革の状況等を見きわめ、国や県の動向を注視しながら情報収集に努め、着実な対応を図ってまいります。

いずれにいたしましても、町での収納率の向上や医療費の適正化等への努力が報われるよう、財政支援はもちろん、公的医療保険事業が円滑に行えるよう町村会等で意見を述べていきたいと考えております。

続いて、2つ目の三宅町学童保育並びに児童館新築計画協議会運営要綱については、健康子ども部長が、3つ目の通学路の整備については教育長がおのこの回答を申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 9番、池田議員のご質問にお答えいたします。

三宅町学童保育並びに児童館新築計画協議会は秘密会ではありません。学童保育や児童館の新築について関連する各方面の代表者に参加いただき、意見を聴取する目的で設置したものであり、運営要綱第7条につきましては、参加者が知り得る情報の中には入札に係る情報が含まれるので、このような情報は当該部分を外部に漏えいすることは不適切であり、参加者にも守秘義務があるという考えのもとにこの条項を設けております。

また、児童館の種別についてのご質問につきましては、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に定めるところの小型児童館、これは地域密着型で広く地域全体をカバーするものでございますが、それに該当いたします。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 土江教育長。

○教育長（土江義仁君） 9番、池田議員ご質問の通学路の整備についてお答えいたします。

三宅小学校児童の通学路の指定は三宅小学校で行っておりますが、毎年4月に通学路の安全対策への取り組みとして、三宅小学校通学路に係る連絡調整会議を開催し、天理警察署、道路管理者、教育委員会、小学校、PTA及び行政の交通安全を担当する課などが合同で通学路の点検を実施し、要対策箇所について情報を共有し、共通の認識のもと順次改善を図っています。

石見地区の児童が通る通学路においては、4カ所の改善箇所が報告されており、そのうちの1カ所は、伴堂地区におきまして平成27年度に地権者から用地の寄附をいただき、通学路沿いの水路を暗渠化し、歩道の整備工事を道路管理者が行っております。その他の2カ所は、石見駅西側部分と駅前ロータリー整備に伴い歩道の設置が計画されているところであります。もう1カ所は奈良県農協三宅支店の西の交差点であり、歩行者の安全対策となる整備を検討されているところであります。

今後も関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○9番（池田年夫君） まず、社会保障についてでありますけれども、町長は、本町として、今後高騰する一方である医療費を抑制しなければ保険料の引き上げや税金からの補填を行わざるを得ない状況が起きてくることにもなり、一概に改悪と断定するものではないというふうに考えておりますというふうに答弁されておりますけれども、実際にそういうことになれば改悪になって、住民の負担が引き上げられるということになるわけであります。

そこで、まず後期高齢者医療制度でありますけれども、2008年度に制度がスタートして8年がたちます。本町の75歳以上では1,120人おられます。政府は低所得者の軽減特例措置の原則廃止を打ち出しておりますけれども、本町では、8年間で保険料はどのように変化して、高齢者の生活にどのような影響を与えているのか、まず答弁をお願いいたします。

○くらし創造部長（森本典秀君） 池田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、保険料の変化ですが、奈良県後期高齢者医療広域連合におきまして、平成20年度の県民1人当たりの保険料は6万3,109円にあつたのに対しまして、平成27年度の県民1人当たりの保険料は7万360円になっております。額としましては7,251円、率にしまして約11.5%上昇していることとなります。一方、平成20年度の県民1人当たりの医療費につきましては84万1,929円であつたのに対しまして、平成27年度の県民1人当たりの医療費につきましては97万7,397円となつておりまして、額としましては13万5,468円、率にしまして16.1%上昇しています。

次に影響ですが、高齢者の方々には広域連合が2年に1度、保険料を見直しまして、増額をお願いして負担を強いられることとなっておりますが、先ほどの上昇率からも見まして、保険料の伸びが医療費の伸びに追いつかないというような状況でございます。本町としまし

ても、今後制度の着実な運用に努めるとともに医療費の抑制につながるよう、高齢者の健康づくりや健康寿命の延伸を目指してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、担当部長のほうからそれぞれ負担が高齢者の人たちに重くのしかかってきているという報告がありました。

次に、政府は公費拡充による国民健康保険の財政基盤の強化策として、2015年度から毎年消費税の増税分を財源に低所得者対策として保険者支援制度を拡充されました。本町の歳入は毎年、幾らになっているのでしょうか。そして、その活用についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○くらし創造部長（森本典秀君） 池田議員再質問の27年度の保険基盤安定負担金につきましては、保険者支援分として国庫負担金が799万92円、県負担金が399万5,046円、保険料の軽減分としまして県負担金が2,193万56円、合計3,391万5,194円の収入となっております。平成26年度と比べまして、807万4,295円増加していることになっております。

また、おっしゃっている活用についてですが、本負担金は市町村が低所得者の保険者に対しまして、保険料軽減分に対して公費助成を行い、国保財政の基盤を安定させる目的で交付されるものでございまして、平成27年度の国保特会の決算における差し引きは現在2,000万円余りとなる見込みでございまして、本年度から資産割の部分の賦課を廃止したことや被扶養者の保険数の減少により、平成28年度は財源確保のため、財政調整基金から1,958万3,000円の繰り入れを今、予定しているところでございます。

今後も財政基盤を安定させるための公費としまして、財政状況を総合的に勘案して、活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、部長のほうから、本年度は資産割をなくしたというところなどに充当されているという報告がありました。本町の高齢化率は先ほども申しましたけれども、32.9%、所得も国保加入者だけ見ても200万円以下が82%という状態です。本町の国民健康保険の平成26年度の滞納は過年度を含めて1,793万円にもなっています。過去5年間の滞納額と戸数や人員の移行についてはどのようになっているのでしょうか。そして、高過ぎる保

険料を引き下げることとは考えておられないのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○くらし創造部長（森本典秀君） 本町の過去5年間の滞納の状況なんですが、順に滞納の調定額と世帯数として申し上げます。平成24年度が4,791万676円、世帯数にしまして129世帯、25年度が3,695万8,347円、世帯数が121世帯です。26年度が2,504万972円、95世帯、27年度が1,783万9,857円、57世帯、28年度が1,244万4,596円、53世帯。本年度は平成24年度と比べまして、調定額は3,540万円、世帯数にしまして76世帯減少していることとなります。なお、どうしてもお支払いができない方につきましては、執行停止の措置も行ってございまして、支払いをできる方をお願いしている状況でございます。平成30年度からは広域化を控えていることや、今後、先ほど言いました資産割部分についての廃止の経緯がある中、奈良県内の賦課状況を見たり今後の医療費の高騰を鑑みますと、当町の保険率は決して高過ぎるというような水準ではないと考えておりますので、議員がおっしゃるように、今のところ保険料を引き下げることとは考えておりません。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） その辺で理解できませんか。はい、どうぞ。

○9番（池田年夫君） 今、部長のほうから、後期高齢者については保険料が高くなってきているという報告がこれで明らかになりました。そして、国民健康保険についても、滞納者については少なくはなっているけれども、27年度で57件もあるということが報告されました。このように、安倍政権による社会保障の切り捨てが住民に重大な影響を与えているのは、これで明らかだと思います。本町として、憲法と地方自治法を守り、住民が安心して暮らせる町にしていくために、政府の社会保障制度改悪に対して、住民を守るために、今後どのような施策をしていくのか、再度、町長の所見を伺います。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○くらし創造部長（森本典秀君） 本医療制度の改革につきましては、国民健康保険を初めとしまして、医療保険制度の、先ほど言いました財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費の適正化を図るものでございまして、厳しい財政運営を強いられています町国保としましては、財政支援の拡充による財政基盤の強化や都道府県が国保の運営の中心的な役割を担うということで、保険制度の安定を図れる施策であると考えております。

先ほど町長からも回答させていただきましたとおり、引き続き国の動向を見据えながら情報収集に努め、町の影響も見ながら的確に対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほ

どよろしく申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 今、担当部長が回答の中で少し申し上げましたが、平成30年度に国民健康保険一元化で都道府県がその事務を担うということになっております。ただ、その財源といたしましては、消費税が10%に増税される、その財源を当て込んでの制度の改革でございますので、増税が延期されたその中で制度が改革だけが進み、それが町民・県民に負担にならないように、先ほども申し上げましたように、町村会等でしっかりと発言をしていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 池田さん。

○9番（池田年夫君） 今の町長の所見で、今後、住民の生活を守るためにあらゆる方策を行っていくと。それで、県のほうなどについても意見を申し入れていくという答弁がありました。

次に、三宅町の学童保育並びに児童館の新築計画協議会の運営について質問いたします。

この協議会の要綱で、なぜ要綱に7条を挿入しなければならなかったかの理由を示してください。

○議長（植村ケイ子君） さっき、回答を聞かれたんじゃないですか。

○9番（池田年夫君） 理由はないでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 再度、中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 7条を設置いたしました目的は先ほど答弁でもいたしました。7条につきましては、参加者が知り得る情報の中には入札に係る情報が含まれることもありますので、このような情報は当該部分を外部に漏えいすることは不適切であり、参加者にも守秘義務があるという考えのもとにこの条項を設けております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁であります。参加者について、そういう協議の中身が必要であると、そういう場合には口頭でこの場限りにしてくださいよということでも言えるんじゃないかと思うんです。それを、要綱に書き入れるということについての意味についてはっきりと教えてください。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） そういった情報のやりとりがあった場合は、前回も1回目

を開催したんですけれども、その最後のほうで参加者の方々に、今回あったこの部分については特に気をつけてくださいねというような指示もしますし、その点についてはよろしくご理解いただきたいという旨の説明をしております。それを文章に書いて、参加者の方にも知っておいていただくというのがあえて入れた趣旨でございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） このような条項を入れる必要が本当にあったのかどうか、さきの答弁でも、入札とかそういうのにかかわるといふふうに言われているんですけれども、実際にそういう話が出てきたときに、それをみんなの前で言えばいいわけでありまして、まして秘密会ではないというふうに言われていますので、そういう条項を入れることこそ自身がいかにも秘密会だということを言うておると当然の話になってくるのではないかということに思われるんですけれども、そういうことについて、要綱から7条を削除するという考えはないんですか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 秘密会のことにつきましては、秘密会の定義は、例えば議会でいう秘密会というようなことをおっしゃっているんだと思うんですけれども、この協議会の会議の形態については、私も議員必携を見ていましたらちょっと形態が違うのではないかなという意味で秘密会ではありませんというお答えをしております。口頭でお願いはするつもりではありますけれども、やはり要綱の中には入れておいたほうがよいという我々の認識でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、残り3分だからまとめてください。どうぞ。

○9番（池田年夫君） 実際に、このような要綱を入れるそのこと自身が秘密会ではないと言いながら、こういう条項を入れて、実際に秘密会みたいな形にされているというところにやっぱり問題があるというふうに思います。

次に、児童館の建設ですけれども、児童館は児童福祉法によって定められています。また、設置運営についても児童福祉設置最低基準で決められています。本町が建設しようとしている児童館の概要を示してください。また、平成22年8月7日に「児童館の設置運営について」という文書が厚労省から出ているんですけれども、これについてはご存じなんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 建設を目指しております児童館につきましては、先ほど申し上げました児童福祉法及び最低基準に定めるところの種別が小型児童館であるという認識でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 次にですけれども、児童館については、答弁の中で小型児童館というふうに言われました。これについても、施設の中身として、先ほど申し上げた厚労省が示した文書の中でも、その他の児童館として要綱では第2の3に準ずるとしています。施設として、建物は集会室、遊戯室、図書室及び実務執行に必要な施設のほか、必要に応じて相談室や創作活動室、専用室及び学童クラブ室などを設けることとなっています。まさに、広さについても217.6平方メートル以上というような条件もついています。このような条件がついている中で、これについても運営協議会の人たちにこういうことなども説明して、その人たちの意見を聞くということになるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。最後の回答にしてください。

○健康子ども部長（中田 進君） 協議会におきましては、意見聴取を主な目的としております。お話の中でそういうお話がございましたら、説明することもできると考えております。以上です。

○議長（植村ケイ子君） あと少しでいけますか。そしたら許します。どうぞ。

○9番（池田年夫君） やっぱり、委員に対して、厚労省のほうではこういう文書も出ているということをはっきり示して、その上でどういう建物をつくっていくのかということ協議してもらおうということが必要だと思うんですよ。そうでなければ、住民自身がどのような代物をつくるのかということも納得できないということにもなるのではないかとこのように思うんです。

○議長（植村ケイ子君） これで池田議員の一般質問は終わります。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、3番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳光則君。

○3番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一連の学童保育新設について質問いたします。

1、3月の平成28年度予算審査特別委員会並びに本会議での学童保育並びに児童館新築工

事関係予算に関する質問に対して、何度か「入札にかかわるからお答えできない」という回答をされましたが、具体的にどの部分が入札にかかわるのかをお聞かせください。

2つ目に、議会後行われた保護者会への行政側の説明会内で、どの部分が反対されているかわからないという説明がありましたが、あれだけ委員会でも意見が飛び交い、どの部分が反対かは余りにも無責任ではないでしょうか。本当にわからないのであれば、なぜ保護者説明会の前に聞きに来られなかったのですか。お聞かせください。

3つ目、町長は3月27日、ご自身の支持者約80名の前で、学童保育施設を学校のこの場所で何階建てで建てたいのに議員に反対をされたというような発言をされたと聞きましたが、事実でしょうか。お答え願います。

恋人の聖地事業についても質問いたします。

恋人の聖地事業で「陽の風景」「音の風景」と完成しました。昨年度も議員から何度か質問されましたが、今年度からは何らかの形で費用対効果的なデータはとられるのでしょうか。今後、さらなる知名度アップを図るに当たって具体的な計画をお持ちでしょうか。また、2年連続受賞された賞に対しての効果はいかかなもののでしょうか。お聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 3番、辰巳光則議員の一連の学童保育新設についての質問の1点目、2点目については健康子ども部長が、3点目については私が、そして恋人の聖地事業についての質問については未来創造部長が順次回答をいたします。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 3番、辰巳議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、3月議会での回答の中のどの部分が入札にかかわるのかとのご質問ですが、位置や構造につきましては、設計、積算の根拠となるため、工事発注の際の公平性を確保する観点から、本年3月定例会の本会議及び予算審査特別委員会のご質問の答弁においてもお知らせする時期ではない旨、申し述べてきたところでございます。

2点目のご質問でございますが、3月29日の保護者説明会におきましては、学童保育並びに児童館の新築工事に係る平成28年度予算が3月定例議会において減額修正された説明をし、平成28年度内に新設することが困難になったという報告をさせていただいております。ご質問にあります「どの部分が反対されているかわからない」という説明はいたしておりません。議会にお尋ねする必要はございませんでした。

以上でございます。

○町長（志野孝光君） 3点目について、一般質問とは、議員がその町村の行政全般にわたって執行機関に疑問点をただすと記されております。3点目の質問がその範囲であるかどうか、また議員ご自身がどこのどなたに聞かれた話なのかもわからず、3月27日の私の町政報告会を指しての質問であるならば、当日の参加人数にも大きく差異があり、事実であるのかわからないかを問われても回答するところではございません。

○議長（植村ケイ子君） はい、どうぞ。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 3番、辰巳議員の質問にお答えいたします。

平成28年3月第1回定例会の森内議員の一般質問で、恋人の聖地事業など観光事業の内容については、短期的に費用対効果を求めるにはふさわしくない事業であり、長期的視点に立って一つ一つ事業を積み上げ総合的に評価することがふさわしいと回答させていただいております。

恋人の聖地事業は、全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいロマンチックなスポットを選定し、少子化対策への貢献及び地域の新たな魅力づくりと情報発信により地域間の連携を進めることを目的に2006年4月よりスタートし、本年度10年目を迎えました。2016年4月現在、47都道府県に恋人の聖地は137カ所、またサテライトは89カ所選定されており、取り組みは全国各地に広がっています。

昨今、観光立国や地方創生の国家戦略が推進され、地方都市が抱えるさまざまな問題を観光振興により交流人口の拡大を進めることで解決していく地域振興策が重要な取り組みとなっております。昨年には、全国の選定地域と企業との連携による商品プロモーションが実施されるなど若者層に訴求できる販売促進の場として、本プロジェクトへの関心は高まりつつあります。

そこで、10年目の節目を迎える本年を、恋人の聖地を活用した観光振興策と若者層の新たな旅行スタイルを関連づける恋人の聖地ツーリズム元年と位置づけ、全国の市長・町長を中心とする56名が発起人となり、226カ所の恋人の聖地が恋人の聖地観光協会を5月19日に設立いたしました。三宅町も本協会に参加するだけでなく、西日本地域の代表として監事役を務めることとなりました。今後、観光協会の支部づくり、情報共有のための会議開催等に取り組むとともに、恋人の聖地「歴史と愛の町 屯倉」をさらに全国に広め、地域の魅力づくりを進めてまいります。

今後の知名度のアップを図る具体的な計画としては、連携をキーワードとして、恋人の聖地226カ所の来訪者数合計7,100万人への情報発信、専用ホームページの作成、プレスリリー

ス等広報活動があります。さらに、恋人の聖地共同パンフレットを配布する際には、設置箇所が全国で4,300カ所もあり、年間330万部の発行が可能となります。そして、会員相互の情報交換と会員の連携による周遊の仕組みづくりや恋人の聖地観光地域づくり、サミットの開催による会員間の連携事業を恋人の聖地観光事業協会として展開していく予定です。

また、県内の恋人の聖地である三宅の原に愛の花あざさが香り、聖徳太子の和の願いと高僧忍性さんの慈愛の心が漂うロマンチックなスポット「歴史と愛の町 屯倉」と、桜井にある縁結びのバワースポット三輪山の鎮守の森「大神神社・大美和の社」を初め、近畿圏内には32カ所、例えば近隣1時間エリアの中には、梅田スカイビル空中庭園展望台、お初天神、ハルカス300展望台、りんくうマーブルビーチなどの恋人の聖地が選定されています。恋人の聖地観光協会監事役としての立場を生かし、各聖地との連携を図り、地域が創意工夫した着地型観光を広域に展開することにより、新たな誘客促進や地域への貢献につながるものと考えております。

続きまして、2年連続受賞に対する効果についてお答えいたします。

平成27年4月20日、第1回恋人の聖地観光交流大賞・JTB賞を受賞、平成28年3月1日には恋人の聖地観光交流大賞・観光交流賞を受賞いたしました。これらについては、平成28年3月2日付奈良新聞にも掲載され、県民の皆様を紹介されております。そして、平成28年5月28日付週刊観光経済新聞においては、先ほど申し上げた恋人の聖地観光協会の監事に三宅町長が選任されたことが報じられております。この新聞は、全国の旅行代理店または旅行に携わる方々が購読される全国紙ですので、全国に情報を発信したことになると思っております。このように、三宅町という名前が受賞という名誉とともに多くの方に知れ渡る役割を果たしております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員、再質問。

○3番（辰巳光則君） 学童の3番の件にもう一度お聞きしたいんですが、あれほど再三再四、一番問題になっています学童保育、場所も言えない、どこに何階建てを建てるかも言えないということで、町長はそういうふうに言われたとお聞きしまして、それは別に、さっきの町長の回答でしたら、言うたとも言うてないとも言えないんですね。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 質問に値しないと思うので、回答いたしません。先ほども回答したとおりでございます。

○3番（辰巳光則君） わかりました。それは、またこっちもいろいろ発信していきますので、これぐらいで。

それと、1番の入札にかかわることなんですが、こちらは設計図を出してくれとかということは別に言うてません。場所、大体どの場所で、1階か2階かを答えてくださいと。もちろん、設計図等を出してくれということでしたら入札にかかわるといのはよくわかるんですが、仕様書の段階等でしたら入札にはかかわらないと思うんですが、その辺ちょっとお答え願えますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 先ほど来、質疑応答を繰り返しておりますが、町としては位置、それから構造につきましては、設計、積算の根拠となるため、工事発注の際の公平性を確保する観点からお話できないという見解でございます。セキュリティーレベルを上げてガードしているというふうにご理解いただいても結構かと思えます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） 委員会とか本会議を見ていまして、入札にかかわるから言えないという発言があったり、何も決まってないから言えないという発言があったり、そもそも何も決まってなければ入札云々ということも出ないと思うんですが、理事者側の発言で何も決まっていなかったりとか入札にかかわるとか、二転三転ですが、どっちが本当なんですか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 何も決まってないということではなくて、もちろん予算の要求時点では積算をしておりますので、ある程度の想定をして、予算編成をして、要求をしているものでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） 認識としましては、僕個人で家を建てると、この土地に家を建ててほしい。工務店から5,000万円かかりますと。いや、設計図は、どこに建てるの、言えませんかと言われたら、建てられないですよ。そういう単純なことをこっちは言うてるつもりなんです。まあ、いいです。

それと、先ほどの2番の質問の中での部長の回答の中で、3番の質問に対しては町長が言われた、言われてないというのは、僕が別にその場所にいってたんではないんで、それ以上、

言うたやろうということも言えることもないんですが、2番の部長がさっきおっしゃられている「どの部分が反対されているかがわからない」という文言は直接聞きましたから、その場にいてたんで。この部屋にいる、少なくとも3名の人間は聞いていますよ。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 私も会議の記録を改めて見ているんですけども、なぜ反対されたのか聞きたいぐらいですというような記録が残っています。それは、保護者の方が、予算が通らなかった理由は何やと理解されているのやというご質問やったと思うんですが。こちらの答えとして、こちらのほうがなぜ否決されたのか聞きたいぐらいです。検討を重ねて説明をやるやってきましたという報告をしておるわけですね、この説明会で。その中で、こちらのほうが何で否決されたのか聞きたいですという文言は記録に残っています、確かに。

それと、あと建築基準法やその時点で調べてきたことを積み上げて説明はさせてもうたんですがというような報告をさせてもらっておったと思います。ですので、私が言っているのは、どの部分が反対されたかわからへんねんという、私はこの質問を理由が全然わからへんねんというふうにはとってないわけです。あれだけ本会議においても予算委員会の中でもやりとりをしているわけですから、委員さんがおっしゃっていたことも。もちろん、議事録はまだアップされていませんけれども、私らもその場におったわけですから、やりとりのことについては全然わかってないというわけでもございませんし、その上での報告会での回答であったというふうに記憶しております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） 今の回答でしたら、2番の公式の回答で、どの部分が反対されているのかわからない。なので議会にお尋ねする必要はありませんというのはおかしいじゃないですか。それと、議事録残っているんですよ。その議事録というのも3月議会の議事録の中で、町長が川口議員におっしゃられたたくらみ、もくろみの一文が削られているんで、都合の悪いところは削られるのかなというようにちょっと疑念を持ってしまうんですけども。だから、今の回答やったら、こういう回答にはならないんじゃないですかということなんです。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員は、どの部分が反対されてわからないと部長が言うたから、その心根をとということですか。

○3番（辰巳光則君） 議会にお尋ねする必要はありませんという回答やのに、今の答弁でしたら、確かにそこはありましたということやったんで、あったんやったら聞いてくるのが普

通じゃないんですかということをやっているんです。

○議長（植村ケイ子君） その辺、中田部長、どうですか。

○健康子ども部長（中田 進君） ご質問が、どの部分が反対されているのかわからないというふうにお書きになっていたんで、まず説明会で、そういうのはどの部分が反対されているのかわからないというような意味のことは言ってないですよというふうに回答させていただいております。ですので、言ってないので、聞く必要はあらへんという趣旨でございますので、そこのところはご理解いただきたいと思うんですけれども、保護者説明会の中での話のやりとりやと私は理解しておるんですけれども、いかがでしょうか。

○3番（辰巳光則君） だから、保護者説明会でそういうふうには言うてないと。ここにも回答で、どの部分が反対されているかわからないから、議会に尋ねる必要ないというのは、だったらどっちなんですか。聞いているとさっき言われましたよ。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。はっきりと核心に触れるように説明してあげて。

○健康子ども部長（中田 進君） 議会や委員会の中ではいろんなやりとりがありました。質問があつて回答もしております。こちらも、できるだけの説明はさせていただいております。その上で議論を尽くして、終結して、特に予算委員会ですけれども、それは終結しているわけですね、議論を尽くして。その結果、反対やったという結論になったわけですね。こちらは、説明を尽くしたという認識なんです。委員さんたちは、その内容では賛成できないという結果が出たわけですね。それは、何でやと聞きに行くまでもなく、もう議論が尽くされておるわけですから、委員会の時点で、終わった時点で。そういう意味の回答ですよ。そこら辺は書いてある回答の意味をご理解していただけないと、また堂々めぐりになるんです。

○議長（植村ケイ子君） ということは、見解の相違であつたということですか。

部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 質問の方向性なんですけれども、まず辰巳議員がわからないと言ったのではないかということが大前提なんです。それをまず言ってないということなんで、後半の答えに関しては、言ってないことに対しては聞きに行けないというところになっておりますので、報告会の中では辰巳議員がおっしゃった、わからないという説明がありましたと、うちはわからないと言ってないと。言ってないんだから、言ったら聞きに行けばええじゃないかという話なんですけれども、発言をしてないわけなんで、その部分については聞きに行く必要がなかったというふうな答弁でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） わかりました。

では、恋人の聖地のことについてお聞きしたいんですが、もちろん部長おっしゃるように、なかなかすぐに効果が出る事業じゃないというのは重々わかっております。でも、僕も議員になる前にずっと自営業をしまして、その中で商工会や消防団や活動してございまして、多分一般の三宅の町民よりも三宅中をぐるぐる車で回る機会が多いかと思っております。その中で、町長が新モニュメント完成式典等で言われています、全国からカップルが訪れてくれているようになりましてと言われていましたが、残念ながら一度も観光客らしき人を見たことがありません。それは、なかなか効果が今後ひょっとしたら来年、再来年とかと観光客が来てくれて、お金を三宅町に落としてくれるかもわかりませんが、その中で、2年連続JTB賞と観光交流賞を受賞しましたが、大変名誉なことだと思うんですが、その中で、選考委員という方々は何度ほど現場に足を運ばれて、どういう理由でそういう賞を三宅町としてはいただけたと思えますか。

○議長（植村ケイ子君） 部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 今のご質問なんですけれども、当然、活動している報告を本部のほうにさせていただきますので、その活動報告が認められたということでご理解願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） もちろん、費用対効果とかどれぐらいの人が観光客で来たかというデータを町としてはとってないんですから、なかなか報告というのはできないと思うんですが、じゃその審査員の方々も現地にも一度も足を運ばれずに、これほど立派な賞をこっちの活動報告だけでいただいたという感じでいいんでしょうか。僕、それ今聞いて、逆に乱暴な言い方をすると、その団体ほんまに大丈夫なのという一抹の不安を感じたんですが、その辺はどうですか、部長。

○議長（植村ケイ子君） 部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 審査の内容については明かされておきませんので、内容はちょっとわかりません。ただ、私どもは何月にこういうことをしました、こういう活動をしておりますということを事細かく本部のほうへ連絡しております。その内容を評価されたとは思っております。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） もちろん、事業費として1,100万円ぐらいの2年で使っている事業ですから、非常に大事な、三宅にとっても観光施策としては目玉事業やと思うんですが、三宅町のホームページの観光・歴史の紹介の中で、恋人の聖地というのが全く出てきてないんですが、なぜそこは大々的にホームページからでも発信しないんですか。

○議長（植村ケイ子君） 部長、回答。

○未来創造部長（江蔵潔明君） この事業に関しましては、当然プロジェクトをやっているところのホームページにも掲載されております。それで、町のホームページは多少おこなっているんですが、というのは、ホームページを作成するに当たりまして、いろいろコンテンツが必要になってきまして、担当者みずからがホームページの改ざんはできません。するのは、業者委託。ただ、こういうことをやりました、ああいうことをやりましたという記事は随時ホームページに載せさせていただいています。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） もちろん、すぐできないってわかるんですが、こっちのモニュメントができる前に向こうはもう1年以上前からできているわけですね。1年あったら、幾らなんでもホームページのアップはできるんじゃないんですか。それと、恋人の聖地の向こうのオフィシャルのホームページのところで、三宅町のところには2月13日もやったにもかかわらず、いまだ、きょうの朝時点ではまだベルモニュメントの記述は新聞記事の内容は載っていますけれども、向こうから紹介されたということはないんですが、そこは町からとして、あれだけ大々的にやった、950万円かけてやった、こっちのホームページに載せてくれよという働きかけはないんですか。

○議長（植村ケイ子君） 部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 早急に対応させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○3番（辰巳光則君） せっかくお金をかけてやっているものですから、先ほどの説明があったようなことももちろん大事やと思いますけれども、実益につながるようにこれから努力してほしいと思います。

○議長（植村ケイ子君） それでいいですか。

そしたら、辰巳光則君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎追加議案及び選挙の上程

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

本日の議事日程に追加議案及び選挙を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、議案及び選挙を追加することに決定しました。

追加の議事日程を配付いたします。しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（植村ケイ子君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第1、議案第41号 平成28年度三宅町一般会計第3回補正予算についての議案を上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本日、追加議案として提出させていただきました議案第41号 平成28年度三宅町一般会計第3回補正予算について、提案理由を説明いたします。

歳出のみの説明となります。

3ページ上段をごらんください。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費において、三宅町議会議員補欠選挙の執行に伴い、新たに議員となる議員2名分の議員章、図書等の購入費として、節11需用費で2万5,000円の増額を行っております。

続きまして、款2 総務費、項4 選挙費、目7 町議会議員選挙費において、選挙管理委員会委員・開票立会人の報酬として節1 報酬で10万6,000円の増額、選挙事務従事者の手当として節3 職員手当で58万1,000円の増額、選挙ポスター掲示場借り上げ料として節8 報償費で9,000円の増額、事務用品・候補者用交付物品の購入、投票用紙等の印刷のため節11需用費で31万1,000円の増額、郵送料・選挙運動用はがき・不在者投票手数料、選挙ポスター保険料等として節12 役務費で31万8,000円の増額、選挙ポスター掲示板の設置撤去費用として節13 委託料で54万円の増額、公営施設個人演説会施設使用料・投票所物品のリース料として節14 使用料及び賃借料で21万8,000円の増額、投票所記載台の購入費として節18 備品購入費で

18万7,000円の増額を行っております。

4ページをごらんください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費において、平成28年度地方創生推進交付金の対象事業として、みやげ育児・育自・育地子育てプロジェクトを計画しており、事業内容はイクメンのための育児支援講座、父子料理教室、ウッドスタート誕生祝品事業、子育て支援グループ活動推進事業を予定しており、事業総額は1,046万7,000円となっております。

各支出科目における詳細については、保育士賃金として節7賃金で1万1,000円の増額、ウッドスタート誕生祝品事業に係る交通費の費用弁償として節9旅費で18万円の増額、事務用品、ウッドスタート誕生祝品、父子料理教室食材費、父子手帳の購入費として節11需用費で55万9,000円の増額、業者選定通知やアンケート等の送付に係る郵送料、広報誌への折り込み手数料として節12役務費で15万6,000円の増額、イベント開催、ウッドスタート誕生祝品事業に係る業務委託費として節13委託料441万1,000円の増額、父子料理教室実施に係る会場借り上げ料として節14使用料及び賃借料で40万円の増額、子育て支援グループ活動補助金として節19負担金補助及び交付金で475万円の増額を行っております。

4ページの下段から5ページの上段をごらんください。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費において、平成28年度地方創生推進交付金の対象事業として、屯倉ブランドと食の連携のよるしごと創出事業を計画しており、事業内容はフードフェスティバルの開催、カフェ開業支援等を予定しており、事業総額は1,030万円となっております。各支出科目における詳細につきましては、チラシやポスターの印刷費用として節11需用費で19万円の増額、業者選定通知に係る郵送料等として節12役務費で1万円の増額、フードフェスティバル開催の業務委託料として節13委託料で500万円の増額、各事業開催に係る空き家の借り上げ料として節14使用料及び賃借料で10万円の増額、移動式カフェ車両の購入費として節18備品購入費で500万円の増額を行っております。

5ページの中段をごらんください。

三宅町消防団詰所・防災倉庫建設事業の候補地である伴堂池の東の部分については、その位置的にも第1分団の管轄する地区である伴堂、伴堂1丁目、伴堂2丁目、屏風、東屏風、第3分団の管轄する地区である三河、石見のほぼ中央に位置し、京奈和自動車道の側道に接道し、直接出入りができるなど立地条件が整っていることはご承知のとおりであります。現在、各分団詰所は手狭で老朽化も進んでおり、駐車や作業スペースもなく、ふだんの点検や訓練の参集にも不便を来しており、社会情勢に即したより迅速な出動、地域に根差した防火

活動を充実させるためにも統合して、女性消防団の活動拠点をあわせて新設する計画であることは既にご理解いただいているものと考えております。

3月議会の当初予算において賃借料の予算がゼロとなったことを相手方に伝え、賃貸借での交渉を進めることはできない旨を説明しましたが、伴堂自治会としても公共性の高い消防や防災施設の必要性を認識しておられ、再度の交渉については次回の議会において予算を上程し、その議決をいただくこと的前提をもって、4月以降も伴堂自治会・伴堂耕地組合との協議を再開するものとし、建物敷地として必要となる約1,500平方メートルの部分については、土地鑑定経費や時間を節減するためにも、交渉の基準となる算定方法を検討し、奈良県が県有地を使用させるまたは土地を借り受ける場合の使用料の算定方法に準じて、土地時価の4%をもって運用されていることを交渉の基準とすることにいたしました。

固定資産評価額は土地の時価に比しては7割程度の水準となりますが、想定路線価から固定資産評価額を算定し、伴堂自治会と協議を行い協力を求めたところ、消防・防災行政への貢献として、固定資産税評価額の4%より低い3.5%に相当する額を年間の賃借料と定め、固定資産税は貸し主である伴堂自治会の負担とする条件で合意に至っていることから、今回、議会の議決を賜りたく補正予算を上程いたしました次第であります。

なお、年間の賃貸料は60万2,700円と算定されておりますが、補正予算額は7月から翌年3月までの9カ月分の賃借料として45万3,000円を計上しており、敷地からの排水を伴堂耕地組合が水利権を有する水路に流す計画のため、排水同意につき1回のみ協力金を支払うため負担金3万円を計上いたしました。また、災害時の一時避難地、消防訓練用地として残り約1,300平方メートルについては無償にて借り受けるものであります。

各支出科目について説明をいたしますと、款9消防費、項1消防費、目1消防総務費、節14使用料及び賃借料で45万3,000円、節19負担金補助及び交付金で3万円の増額を行っております。

5ページ下段をごらんください。

これらの補正予算の財源調整のため、款14予備費、項1予備費、目1予備費で2,354万5,000円の減額を行っております。このことにより、今回の補正額は、歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

以上で、議案第41号 平成28年度三宅町一般会計第3回補正予算についての説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は

ありませんか。

森内議員。

○2番（森内哲也君） 今ちょっと冒頭の説明だけだったんで、私ちょっと聞き間違えるかもわからないんですけども、育児の事業のほうでウッドスタートというような言葉が聞こえたような気がしたんですけど、それは具体的にどういうものかなと説明をいただきたいのと、あと農業支援費のほうで地方創生に絡むものだという説明があったかと思うんですけども、それに対する何か補助金とかが特にあるのかなという、その辺を教えていただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋部長、どうぞ。

○総務部長（岡橋正識君） 森内議員のただいまのご質問に回答させていただきます。

まず1点目の育児・育自・育地子育てプロジェクトですけれども、字のほうは育児は児童の児です。真ん中の育児は自分を育てるの自、自分の自という字です。もう一つは、育地は地域の地という字です。これで、育児・育自・育地ということに名称がなっております。この中で、ウッドスタート誕生祝品事業ということでご質問をもらいましたけれども、先般、木育キャラバンということで、東京おもちゃ美術館のほうから来ていただいております。こちらの事業を利用いたしまして、誕生祝い品、木製のおもちゃでございますけれども、これを出産祝い品としてお送りする事業を予定いたしております。

もう1点のご質問の地方創生事業ということなんですけれども、今の三宅育児事業と先ほど町長の提案説明がございました三宅ブランドと食の連携による仕事創出事業でございますけれども、この2事業が平成28年度地方創生推進交付金の対象事業として、ただいま実施計画のほうを内閣府のほうへ提出いたしております。こちらのほうは採択されますと2分の1の補助ということでございますので、今、総事業費でまず子育てのほうが1,046万7,000円、三宅ブランドのほうが1,030万円ですので、合わせて2,497万円の事業費となりますけれども、この2分の1が補助金でございます。1,248万5,000円という、事業が採択された場合はこの交付金が交付される予定でございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、それで。はい、どうぞ。

○2番（森内哲也君） 今、上がっている金額が2分の1の金額だという理解ですか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今、歳出で上げておりますので、こちらが事業費でございます。

補助金はその2分の1が補助金でございますので、半額に当たります1,248万5,000円、これが交付される予定でございます。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、ご理解いただけましたか。

ほかにありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 先ほどの説明で、消防団の詰所と倉庫の建設について、奈良県の公有地を賃借する場合の適用基準というのが説明があったんですけども、どのような条例なのか、要綱なのか、わかれば示していただきたいと思います。

そして次に、先ほども説明がありましたけれども、三宅ブランドと食の連携による地方創生事業なんですけれども、これについてはどのようなところに委託するのか。そして、委託の基準はどういうふうになっているのか。また、備品の購入というふうになっているんですけども、何を購入するのか質問いたします。

そして、3つ目の三宅の育児・育自・育地子育てプログラムについても、委託料・負担料というふう合計でなっているんですけども、どこに委託するのか。また、事業を行うということになればどの課で行うのか、そこら辺について説明をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 池田議員の3点のご質問でございます。

まず1点目の奈良県の運用基準でございますけれども、こちらのほうは奈良県のほうの総務部長通達というのがございまして、この中で財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用条例及び奈良県公有財産規則の施行についてと、こういった条例規則の運用基準につきまして通達がございます。この通達がある中の敷地の賃貸借の使用料の算定につきまして、先ほど申し上げました土地時価の4%という記載があります。これに基づいて、今回の交渉の基準にいたしましたというところでございます。

2点目の食の部分なんですけれども、こちらにつきましては、委託料をどちらのほうに委託するかというところなんですけれども、今のところ事業費として500万円という数字を計上いたしております。このフェスティバル等の実施が可能であります、例えばNPO法人でありますとか、その他団体のほうを具体的な計画を進める中で選定いたしまして、委託先として適切なおところに委託をするという計画であります。

あと、もう1点の備品購入でございますけれども、こちらのほうはカフェ開業への支援、きっかけづくりということで車両の購入を一旦計画いたしております。調理等の備品等が整

った車両ということでございます。担当課でございますけれども、一旦こちらのほうは庁内で各プロジェクトチームがでございます。今のところは総務課職員が担当いたしまして、各事業にかかわります担当課のほうで事業の実施を進めてまいると、こういう考え方でおります。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。池田議員、それでご理解いただけますか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 3番目の三宅の育児というところについても総務課のほうで担当するんですか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 補助金の申請とか取りまとめのほうは総務課のほうで中心になりますけれども、育児関係でございますので、健康子ども部の連携は必要かと考えております。

○議長（植村ケイ子君） それでいいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第41号 平成28年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎選挙第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第2、選挙第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙についてを議題とします。

4月臨時会におきまして選出されました森田議員が退職されたことに伴い、欠員が生じたため、組合規則第5条第2項の規定に基づき、選出するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に衣川喜憲君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました衣川喜憲君を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました衣川喜憲が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました衣川喜憲君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎町長挨拶

○議長(植村ケイ子君) 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本定例会に補正予算 5 件、繰越計算書の報告 2 件、同意 2 件の計 9 件の重要案件をご提案申し上げ、慎重審議いただき、各議案全て原案どおり可決、承認、同意をいただきましたことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

また、本議会におきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合議員に衣川議員が選出され、ごみ処理の広域化や新施設の建設の推進に三宅町議会の代表としてご参加いただくことになりました。

今後とも本町の発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） これをもちまして、平成28年 6 月三宅町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまです。

（午後 0 時 1 1 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員